主 本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中七〇日を原判決の本刑に算入する。

里 由

本件控訴の趣意は、弁護人平野太郎が提出した控訴趣意書に、これに対する答弁は、検察官峰逸馬が提出した答弁書に、それぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

一 理由不備の論旨について

所論は、要するに、原判決は、原判示第三として児童福祉法三四条一項六号違反の行為を判示するにあたり、被告人が予めその行為の発生を認識しながら敢えてその所為に出たのか、そのような認識をしていなかつたのか、判文上明確にしていないから、原判決には、罪となるべき事実の摘示がなく、理由不備の違法がある旨主張する。

「しかし、原判決は、罪となるべき事実の第三として、被告人が、「AことAをBに紹介し、……同児をして右Bと性交させ、もつて児童に淫行させる行為をした」旨判示しているのであつて、原判決は、被告人が児童福祉法三四条一項六号違反の犯罪事実を認識しながらその行為に出た旨、即ちこれを故意犯として認定、摘示した趣旨が明らかであるから、有罪判決に必要な理由に欠ける点はない。原判決には所論のような理由不備の違法はない。論旨は理由がない。

二 原判示第一、第二の事実に関する法令適用の誤りの論旨について

このことは、「児童に淫行をさせる行為」という文言自体に徴しても明らかであって、右の文言は児童の淫行の相手方が第三者であるか否かを問わない趣旨に解されるのである。所論引用の前記最高裁第三小法廷判決も、非弁護士に自己の法律事

件の依頼をした者が、弁護士法違反の教唆犯として処罰されないのは、・ ・ 会においてもと、 ・ 会においてはないである。とは、 ・ 会においるの事件に関したは、 ・ 会に、 ・ となる。 ・ のである。 ・ となる。 ・ と

したがつて、本件における被告人の原判示第一、第二の行為は、当然に処罰の対象となるものであつて、所論のようにそれが罪にならないものとは考えられない。 原判決には所論のような法令適用の誤りはない。

論旨は理由がない。

三 原判示第三の事実に関する事実誤認及び法令適用の誤りの論旨について 所論は、要するに、原判示第三の事実について、被告人は、かねてより小遣銭稼ぎのために相手を選ばず性交してもよいとの意思(売春の意思)を有していた児童に対し、やはりかねてから児童と性交したい意思(売春の相手方となりたい意思)を有していたBを引き合わせただけであるから、被告人は、原判示第三の行為の幇助者としての刑責を負うにとどまるのに、被告人に実行正犯の責任を負わせた原判決には、事実を誤認した結果、法令の適用を誤つた違法があると主張する。

四 量刑不当の論旨について

所論は、被告人は原判示第一の犯行のさい(犯行日は昭和五七年二月一八日)被害者Cに妊娠させていない旨主張するので検討すると、右被害者は、同年三月二三

日医師に妊娠六週と診察され、同月二六日中絶手術を受けたが(司法巡査作成の昭和五八年二月一六日付捜査報告書添付カルテ写)、通常妊娠経過期間は最終月紀の日初日から計算するとされ、本件のさい被告人は避妊手段を講じることを引きることで、被告人の性交により同児が妊娠する可能性は十分あつたとは被害者は、従来他の男性と性関係があった点は認めるものの、本件前後ころにの問年一月一九日付検察官調書が使いた。としていたことに可知を持つていないとして妊娠の相手が被中絶後本件発覚前での昭和五七年一二月二日付「謄本作成について」と題する書にも被告人に妊娠させられた旨の記載をしていたことにで、日記帳にも被告人に妊娠させられた「明本には、日記帳によるとの日記帳にも被害者によれば、その時期はこの中学卒業直前ころであったことが窺われに、理検察官は、その時期はこの中学卒業直前に金員要求するとは考えににとなどの事情を総合すると、被告人に妊娠させられたとのこの供述部分は信用できると認められる。

以上のような本件犯行の罪質・態様、被告人の前科・生活態度等に徴すれば、被告人の刑事責任は重大である。したがつて、被害者らにも落ち度があつたこと、反省の情を示していること、妻子があることなど被告人に有利な諸事情を斟酌しても、原判決の量刑はやむを得ないところであり、これが重すぎて不当であるとは認められない。論旨は理由がない。

そこで、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却し、刑法二一条により当審における未決勾留日数のうち七〇日を原判決の本刑に算入することとして、主文のとおり 判決する。

(裁判長裁判官 船田三雄 裁判官 竹田央 裁判官 中西武夫)